平成２２年（フ）第１０号
千葉県香取郡神崎町四季の丘12番地４
債務者　森田　道明
１　決定年月日時　平成22年４月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第１６０号
新潟市中央区女池西１丁目30番７号、前住所新潟市中央区網川原２丁目32番11号　第２文化マンション201号
債務者　金子　弘子
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６２号
新潟市中央区近江２丁目30番10号　ハイツ江南台105号、前住所新潟市中央区栄町３丁目4213番地
債務者　石見　松雄
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６３号
新潟市中央区二葉町３丁目5932番地220、前住所新潟市中央区古町通13番町5153番地コートハウス古町205号
債務者　関　　涼
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６９号
新潟市西区寺尾台２丁目４番13号　ガーデンヒルズ寺尾台Ａ棟203号
債務者　苅部　哲夫
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７７号
新潟市東区海老ケ瀬新町７番６号
債務者　倉重　洋子
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１号
静岡県御殿場市新橋1984―２　ヴァンクレール30Ｆ、住民票上の住所静岡県富士市松岡1292番地の１
債務者　牛窪　節子
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６８号
静岡県御殿場市萩原1292番地の２　ファミール永原101、破産手続申立時の住所静岡県御殿場市川島田736番地の15　ウィスティリアコート川島田505
債務者　加藤　恭成
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第９８号
静岡県伊東市玖須美元和田730番地の142　雇用促進住宅１号棟401号、前住所静岡県伊東市東松原町16番22号　鈴木アパート２Ｆ
債務者　菊田　正史
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
静岡県沼津市志下146番地の１
債務者　笹原　克子
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１１７号
静岡県三島市笹原新田184番地の２
債務者　西山　美穂
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
静岡県沼津市真砂町11番地の８、前住所静岡県沼津市新沢田町８番26号
債務者　永井　　浩
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
静岡県伊豆市柏久保481番地の４
債務者　日吉　敦司
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
静岡県三島市中央町６番30号　中央ハイム102
債務者　鈴木　博昌
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
静岡県三島市東大場１丁目７番地の12、前住所静岡県三島市多呂126番地の１　メゾン落合202
債務者　芹澤　茂生
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第７４４号
名古屋市港区九番町５丁目２番地　エミール１ＳＴ203号
債務者　伊藤　愼悟
１　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部